

平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 3 月会議会議録（4 日目）

（平成 30 年 3 月 8 日 午前 9 時 45 分）

●議長（小林幸雄） おはようございます。御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、全員であります。失礼しました、1 人欠席でございますが、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。なお、佐藤博一議員から遅参の旨の届が提出されております。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

●議長（小林幸雄） 日程第 1、通告による一般質問を行います。

通告の 6 永原和男議員。

- 1 財政の健全化について
- 2 国保の制度移行に臨む考えは
- 3 新たな介護保険事業計画は

なお、資料の配布を求められましたので許可し、お手元に配布済みであります。
議席番号 8 番・永原和男議員。

◆ 8 番（永原和男） おはようございます。議席番号 8 番・永原和男です。

昨日からちょっと、喉の調子が悪いものですから、こんな声でやらさせていただきますが、よろしく願いをいたします。

新年度の予算と事業について伺ってまいりたいと思います。初めに、限られた時間で
すので簡潔・明瞭な答弁を求めておきたいと思います。

横川町長は健全財政を公約に掲げています。このことは町民の皆さんの共通する願いだ
と思います。町民の皆さんに約束をした財政の健全化を、この間、どのように進めて
きたのか最初に伺います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） おはようございます。ちょっと私も永原議員の声がうつったよう
でございまして、冒頭申し上げさせていただきます。

今、お尋ねの私の財政健全化の公約、どのように進めてきているかということ
でございます。簡潔にということでございますが、永原議員も行政経験豊富でござい
ますので、十分御承知の上で御質問をいただいているというふうに思います。町政運
営、行政運営を行うということに当たりまして、もう一つ十分留意しなければならない
のは、政策実行に当たる財政運営という裏付けでございます。今年度を見据えて過度な
町民負担とならないように、財政運営はまさにその持続可能な町づくりを行うため
にも大変重要な点であります。その意味で私も公約の大事な部分として、掲げさ
せていただいたと

ころでございます。具体的に申しますと、最終年度ということじゃなくて、この任期中に留意してきた点を含めて、ちょっと申し上げさせていただきます。一つは、財政健全化等財政運営に当たりましては、それぞれ国が定めた指標が定められておりますが、基本的な指標に対する現状について申し上げさせていただきたいというふうに思います。自治体の収入に対する負債返済、借金返済の割合を示す実質公債費比率につきましては、平成 25 年度 9.5 パーセントから平成 28 年度の決算におきましては 7.9 パーセントに。それから財政健全化法に基づく、財政の健全度を測る指標の一つでございますが、将来負担比率につきましては、平成 26 年度の 39.2 パーセントから平成 28 年度は 26.1 パーセントという数値で、それぞれ推移し改善を見ているところでございます。しかし、一方で毎年度の経常的な収入となる一般財源、いわゆる地方税、地方交付税のような経常的な一般財源のうち、人件費、公債費、あるいは扶助費のように毎年度経常的に支出される経費の割合、これは経常収支比率といいますけれども、平成 26 年度 88.5 パーセントから 90.5 パーセントに上昇しておりまして、財政の硬直化が進んでいるということを示す数字でございます。今後十分この辺は留意した財政運営を行う必要があるというふうに思っています。もう一つ、一般的に言われます財政力指数の問題ですが、これは平成 19 年 0.4 という数字でありました。近年、税収等、地価下落等もありまして、税収の伸びもないというようなことで下落しているだろうということで平成 28 年度においては 0.34 という数字になっているところでございます。いずれにしても引き続いて、健全な財政運営を含めて留意をしてまいりたいというふうに思っています。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 町長、財政の話は本当に言葉にも難しいものがあります。一つお互いに分かりやすい言葉で議論をしたいものだというふうに思います。よろしくお願ひします。健全な財政というと「町の借金を減らしてほしい」という願ひが、私は町民の皆さんの中にあるというふうに思います。町の借金である町債についてお尋ねをいたします。議長の許可を得て資料をお届けしてあります。このように町債は、まさに V の字型で増加をしています。横川町長が予算編成をした平成 27・28・29 年、そして 30 年度も町債が増えています。今議会に提出のある 30 年度一般会計予算案では 6 億 3520 万円の借金が組まれています。そしてその結果、町の借金残高は 51 億 5000 万円の見込みであります。これは町民 1 人当たり直しますと約 60 万円の借金になります。夫婦・子供 2 人の 4 人世帯では 240 万円となるものであります。こうした町の財政状況を、町長はどのようにお考えかお願ひをいたします。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 町民の皆さん方にも分かりやすくということですが、そういう意味ではちょっと、正確な行政用語をあまり控えたいというふうに思います。今、手元にいわゆる起債の流れといいますか、借金の推移についてお示しをいただいております。

ます。30 年度見込み 51 億 5000 万円。これは一般会計ということでの数字だろうというふうに思いますが、基本的にはこの間、平成 13 年度から地方交付税が、一つは原資が不足しているというようなことで、国が臨時財政対策債ということで、各自治体にその分、代わって借金をしなさいと、こういうことがあったわけでありまして。それからもう一つは大きくは平成 22 年からですか、信濃町も過疎指定になったわけでありまして、そういった意味では過疎債という借金、借金と申しますか、を使えるようになったということでもあります。そういう中で、平たく言いますと 51 億 5000 万円ありますけれども、このうち約 50 パーセントが、先ほど言いました臨時財政対策債関係になってくるわけですね。これは後年度負担、町民の直接的な負担になるかといいますが 100 パーセントならいえないんですが、要は国がしっかりと財政の責任を持って、補填をしていくという臨時財政対策債なわけでありまして。しかるにあと 25 億、概算で申し上げて大変恐縮ですが、あと 25 億についてはどういうことになるかということになるわけでありまして。この間、過疎債という、極めて我々にとって、自治体にとってはありがたいと言いますが、「その 70 パーセントは国が交付税措置をしますよ」と、こういうことでございまして、実質 30 パーセント後年度負担になるということになります。単純に言いますと五十数億円、51 億 5000 万円くらいの借金が、実質、後年度町民の皆さん方が負担をしていただくというのは、ルール上では約 7 億円か、あるいは 8 億円ちょっと欠けるくらいかなというふうに私は踏んでいるわけでありまして、したがって、そういう面では大きな後年度負担にはならないというふうに思っています。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 今、臨時財政対策債と過疎債の話がありました。そこでまず、臨時財政対策債から議論をしたいと思うんです。30 年度予算案では 1 億 7560 万円ですか、臨時財政対策債を予定しています。まずこの借金について伺っていきたいと思うんです。この臨時財政対策債について、私、分かりやすい言葉で申し上げますと、次のようになるのかなと思うんですね。国が町の事業を保証するために交付をする交付税というお金がありますが、国がそのお金を満額町に交付することができないと。そこで足りない分は町が借金して賄ってくれないかと。その代わり、元金と利息は後で返すからと約束をしている借金だというふうに思うんですね。町長の答弁にもありましたが、平成 13 年度に当初は、15 年度までの 3 年間の臨時的制度とされたものでありますが、平成 30 年まで 18 年も続いています。もう臨時ではなく、恒常化しているというふうに思うわけがあります。この制度について、私が今指摘したその点について町長はどのようなお考えをお持ちか、伺います。また二番目に、この借金は何年かけて返済をする借金になっているのか、二点お伺いをいたします。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 臨時財政対策債、国のもう一つの財政運営の手法として、そういう

平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 3 月会議会議録（4 日目）

ことで示されて、今、永原議員からお話がありましたように、全国自治体の中でそのことを運用させていただいているということでもあります。基本的な考え方からすれば、やはりその自主財源である地方交付税で、法律に定まった一定の率を配分するというふうになっているわけでありますから、そのことでやっていたことが大原則だろうと。これは私ども信濃町の町だけじゃなくて、全国の町村会としても臨時財政対策債の取扱いについては、しっかりと地方の財源を保証しろと、こういう方向での要請行動も行っているわけでございます。決して臨時というのは、言葉はいろいろな使い方があると思えますけれども、国はそういうことでやっていますから、私どもはそれをお受けしているということでございます。それから、何年償還が必要なのかということではありますが、私が聞いている中では、20年償還というふう聞いております。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 今の町長の答弁で国に対する柔らかく批判の言葉がありました。私は、もっと国に対して強く批判をしていくことを望みたいというふうに思うわけです。このことで町民の生活に例えると、次のようになると思うんですね。親が子供に仕送りを約束したと、ところが親の懐具合が悪くなって、約束どおり仕送りをすることができなくなったと。子供は授業料や家賃、生活費に困る、そこで、親が子供に20年かけて返すから借金してくれと頼んでいるようなものだと思うんですね。子は親を信用して、自分の名義で毎年借金を繰り返していると、親に頼まれたローンが20年という長期のために、その子は結婚しても家庭を持ってもローンに追われる、こういうことになると思うんですね。ところで、国が借金の元金と利息を先ほどの町長の答弁にもありましたが、きちんと返すと約束をしていることでもあります。さて、町長、この約束に確かな担保はあるんでしょうか。きちんと返すよという確かな何かがあるんですか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 特に国と判子をつけて契約をしたとか、そういうことではありません。国の地方財政運営の中で、計画の中で、そういった方針でやりますということをしつかり通達なり、当時からきているわけでございますので、そのことが大きな担保になるだろうというふうに思います。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 町民生活でいいますと、口約束は担保にならないんですね。私は国の責任を町の借金で賄うというやり方は、国の責任を曖昧にするもので、地方交付税の精神や趣旨に反するというふうに思っています。町長も町村会を通して国に対し、本来の制度に戻すよう改善を求めているということではありますが、更に強くその改善を求めべきだというふうに思います。

平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 3 月会議会議録（4 日目）

次に、お話のありました過疎債について伺います。30 年度の予算では 4 億 1070 万円の過疎債を予定しています。これは新年度の町債全体の 65 パーセントを占めるものがあります。そこで町長に伺います。人口減少に歯止めをかけることができないでいる今の状況を、どのようにお考えでしょうか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 人口減少に歯止めをかけられない、そのことは私、非常に今、一自治体だけじゃなくて、全国の自治体が悩んでいるところだと思うんです。これは、よく私も言うんですが、まさに昭和三十数年、5、6 年ですか、当時の内閣が所得倍増計画だというようなことでやって、その結果、やっぱり一つは大きな労働力も含めて、集団就職も含めて首都圏へ、どんどん、どんどんと人口が流れていったと。その経済的な政策が、決して私、当時としては悪いとは言いませんが、そういった影響が依然としてやっぱり継続して続いてきているな、今回また、若干景気が回復してきているというような中で、私一番心配するのは、労働力が不足していると、この労働力不足による倒産が出てくるだろうと、こういうことを言われているわけでありまして。そうなりますと、一層また首都圏に労働力がなびくのではないかと、このことが、今進めている地方創生に逆行する結果になりはしないかということをお心配しているわけでありまして、そんなようなことから言えば、大きく国の政策も含めて、いろいろな影響で現状があるという認識を持っております。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 私は、過疎債との関わりで人口減少の歯止めのことについてお伺いをしたきっかけですが、私は人口減少に歯止めをかけることができないでいる、その根底には、農業や商業や観光業の衰退があるのではないかというふうに思っているんです。これらの産業の再生に本腰を入れた施策を進めることが、本当の意味での過疎対策になってくるのではないかというふうに考えます。そこで伺いますが、新年度に借金をする 4 億 1070 万円が、農業、商業、観光業の再生を目指して使われるものになっているのかどうか説明を求めます。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） それでは具体的な内容でございますので、まず私の方からお答えをさせていただきたいと思います。過疎対策、過疎債につきましては、ソフト事業とハード分という内容となっております。そのうち、過疎対策のソフト事業債としましては 2980 万円を予定してございまして、充当先としますと道路橋梁点検、土地改良計画の策定、下水道のマネージメント計画の策定、また駅運營業務、通学費補助等に充当をしております。また、総務債としまして、黒姫駅、古間駅のホームの改修工事の補助金

平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 3 月会議会議録（4 日目）

に充当をしております。続きまして、道路橋梁整備事業に 8520 万円を充当しております。また、学校教育施設等整備事業、社会教育施設等整備事業につきまして 2 億 2200 円を充当しております。以上でございます。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 今の説明を聞いていて、私は過疎債を有利な借金と考えるべきではないというふうに思うんですね。農業、商業、観光業の再生に、本当に本腰を入れた施策を進めるために、そのために過疎債を活用することを強く求めて、次の質問に移ります。

まず、国民健康保険の制度がこの 4 月から変わります。これは 2015 年の 5 月に国保の都道府県化が盛り込まれた法律が、自民党・公明党の強行採決で決まった経緯を持つ法律であります。この制度の変更目的が医療費の抑制にあるため、3 割の町民の皆さんに影響を与えるものと私は危惧をしています。そして今は、社会保険の 7 割の町民の皆さんも、やがては国保に入ることを思うと、このことは全ての町民の皆さんに影響を与えるものだと思っています。この制度変更は、私は制度の改悪であるという立場ですが、制度変更に当たり、町長が決断をされた二点について、私は大いに評価をしたいというふうに思います。その一つは、国保税の上昇を抑えるために、いわゆる法定外の繰入を決断したこと。二つ目は、信濃町が全国に誇れる国保 9 割給付制度を継続したことであり、そこで町長に伺います。この国保の新しい制度について、町長はどのような御見解をお持ちでしょうか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 30 年、新年度から新しい国保制度が展開されるわけでございます。この間、一つは国がこの制度改革を行うということの目的は、もう永原議員も御存じだと思いますが、基本的には反対だということではありますが、県が保険者として財政運営の、国保財政運営のその安定化を図ることが、大きな一つの目的でありますし、私も長野県の中でも、いわゆる小さな町村が多くあるわけであります。信濃町もそうですが、被保険者の数が、いわゆる 3000 人未満、これ 50 パーセント以上がそれぞれ自治体あるというふうに、県の方からも聞いております。そういう面からしますと、小さな規模の保険者、従来の保険者でありますと、やっぱり一つ、医療で大きな給付が出てくる、このことが本当にしょっちゅう保険税にも関わってくる、影響してくるわけがあります。そういった意味からすれば、私はこの制度そのものの在り方、県が財政運営の主体になるというやり方については、いい方向じゃないかなというふうに思います。その認識でございます。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆ 8 番（永原和男） 町長の今の答弁で、国民健康保険に入っている、いわゆる被保険者の方の数が少ない自治体が多いと。この信濃町でも 2300 人余だと思っんですね。しかし、私はこの保険は、パイを大きくすれば、この制度が安定をしていくものではないというふうに思っています。また、その議論は機会があったらやりたいと思いますが。国民健康保険税の税負担は、私は重いものがあると思っっているんです。町民の皆さんからも国保の税金が高くて困るという声が寄せられています。平成 27 年の 6 月議会で、私は町長にも見解を求めました。すると町長は、一町民であった時のことを思い出して、「なかなか負担も結構なものだ」と答弁をされていました。この答弁は「国保税は高い」と、私は町長が述べたものというふうに受け止めました。そこで伺いたいと思っんですが、それぞれ健康保険制度が何種類かありますが、所得に占める国保、協会健保、組合健保、共済健保の負担割合を教えてくださいたいと思っます。

● 議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

■ 住民福祉課長（高橋 徹） 保険の負担割合についてですけれども、町の中での負担割合というのはちょっと数字的には出ておりませんので、県の方へ問合せをさせていただきます。県の方から聞いた数字になりますけれども、よろしくお願ひいたします。

各保険の保険料等の状況につきましては、国が公表している数値になりますけれども、こちらの方を申し上げさせていただきますと思っます。平成 27 年度の長野県の市町村国保の一人当たりの保険料につきましては、税額は約 7 万 8000 円で一人当たり所得は約 59 万 2000 円となっております。

（「負担割合だよ」の声あり）

その比率につきましては 13.2 パーセントです。次にこれは全国の国保の状況ですが、一人当たりの保険料税額が 8 万 4000 円で一人当たりの所得は 68 万 3000 円となっておりますので、その比率については 12.3 パーセントになっております。次に協会健保及び組合健保、また共済組合についてですが、こちらの国で公表している…

（「比率だけ」の声あり）

…比率だけでよろしいですか、協会健保につきましては比率で言いますと 7.6 パーセントです。それと組合健保ですが、比率としまして 5.7 パーセント、共済組合については 6.5 パーセントとなっております。これにつきましては 26 年度の数値となっております。以上です。

● 議長（小林幸雄） 永原議員。

◆ 8 番（永原和男） 所得に占める割合が国保が一番高いということが、その数字をもっても証明されたというふうに思っます。「国保の税金が高くて困る」という町民の声、納得できるものではないでしょうか。私はこの間、一般質問で、新しい制度に移行するに当たり、国保税を据え置く努力を町長に繰り返し求めてきました。しかし、2.5 パーセントの増税案が提案をされています。私は信濃町の国保の体力からすれば、国保税を

平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 3 月会議会議録（4 日目）

据え置くことは十分に可能だというふうに確信をしています。こうした立場から質問をします。まず、これは表には表れないのですが、国保の応能応益割合の設定です。29 年度は応能が 51、応益が 49 でした。ところが制度移行の 30 年度、よく見てみましたらこれ 50 対 50 に割合が変更されています。どういう理由でこの応能応益割合を変更したのか、町長に答弁を求めます。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 一つは、県が今後の中で応能応益割合の在り方と申しますか、そのことを検討されて一つの方向性を示されたということが、大きくは一つあります。私はやっぱり、これ国保運営の中では、もともと応能応益が 50 対 50 になるようにというように、確か私も担当した頃そんな話を聞いたことがあります。そういう中でフィフティ・フィフティで負担をし合う、そのことが一番、当面いいだろうということで、結果的に 50 対 50 になったということでございます。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） まず一つ、町長ね、町長の経験からしてと言っても、それは十何年前の話ですよ。それで、自動的に 50 対 50 になったんじゃないかと、これ町長の政策決定として 50 対 50 にしたわけでしょう。そこで伺っていきますが、私は県に各保険者、市町村に対して応能応益割合の変更を求めたのかと聞いてみました。県は「そんなことはしていません」という回答であります。そもそも県が言うのは、「そもそも税金を決定する権限は町にある」、「法律でもそう定めています」と、これが国や県の基本方針ですと、そういうものであります。この応能割合は収入によって計算をされます。応益割合は保険に加入している人数に対して課税をすることから、子供が大勢いたり、親と同居をしている家庭には重い負担となります。その上、応益部分の税金は軽減対象にはなっていません。ですから、所得が少ないとされる家庭ほど支払いたくても払えないという原因の一因となっています。所得が少ない農家の国保税を今以上に増税をするというこの考えは、私はこれは大問題だというふうに思います。理論上のことですが、ちょっと課長に伺いたいと思うのですが、応益割合を引き上げれば、私が先ほど申し上げた子供が大勢いたり、親と同居している家庭の税金は、これ、上りますよね。理論上のことですから、付度することなく答弁をお願いしたいと思います。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長（高橋 徹） 理論上と申しますか、割合としては上がります。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 3 月会議会議録（4 日目）

◆ 8 番（永原和男） 課長、まだ付度していますよ。私は割合が上がるかなんて聞いているんじゃないんです。さっき言ったような家庭の税負担は上がりますよねということを言っているんです。正確に、ひとつ、付度することなくお願いします。

● 議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

■ 住民福祉課長（高橋 徹） 割合が上がった分に関しては上がるということになります。

● 議長（小林幸雄） 永原議員。

◆ 8 番（永原和男） はい、ありがとうございます。次に私、不思議なことが幾つかあるんですが、県が示した標準保険税率で税額を算定すると、これ 1.68 パーセントになるというふうに、県が確定指数をもった計算で、課長が示しているんですね。ところが、町が算出すると 4.92 になるというんです。どうしてこんなに大きな差が生じるのでしょうか。どうしてこんな大きな差が生じるんでしょう。県は信濃町に納付税を納めてもらうに、国保税を 1.68 パーセント上げれば、納付金は納めてもらえるというふうに試算をしているんですが、実際に町が、県が示した標準税率で計算すると約 5 パーセントにもなるんですね。どうしてこんな差が生じているとお考えですか。分からなかったら分からないで結構です。

● 議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

■ 住民福祉課長（高橋 徹） 県の方で示されております保険料額になりますけども、1 人当たりということになりますと 1.68 パーセントの増となっております。町の方では県から示されてきました納付金がございます。この納付金をまず納めなければいけない、そしてまた、事業の方も行わなければいけないということで、県から来ましたまず納付金を基としまして計算をさせていただきました。で、当初県から来ております標準保険料率等をかけていきますと 4.92 パーセントの増となったということでもあります。

● 議長（小林幸雄） 永原議員。

◆ 8 番（永原和男） それはそういうことなのでしょう。これやっぱり現場でも分からないんだと思うんですよね、課長、正直にいうと。県が、課長が今おっしゃったように、県がこれから請求書を出すわけですよ、信濃町に。納付金額ですよ。その納付金額を納めるために国保に入っている皆さんから、これだけの税率でお金を集めてもらえば、その納付金額は集まりますよと言って標準税率を示したんですよ。じゃあ、それじゃあ足りなかったということですよ。1.68 のものが約 5 パーセントなければ足りなかったということです。これは私、課長ね、ひとつ時間をかけて調査をしていただきたいと思います。場合によっては県が間違っていたのなら、私は町を、保険者である町長を先

頭に県に抗議しなければいけないと思います。今の国の政治と、何か一緒ですね。隠したり、書類を書き替えたことがないと思うんですが、こんな狂いは許される範囲外のことです。調査をお願いして、できることなら委員会審査の時に詳細に教えていただきたいというふうに思います。

二つ目に質問したいのは、国保税が 4.92 パーセントも上がるんですが、国は国保税の上昇を抑えたいという考え方ですね、制度移行に伴って。そのために「激変緩和のお金を用意しています」というのが国の言い方です。町の広報を見てもそう書いてありました。「国保税が大幅に上がることはありません。国がお金を用意していますから」と書いてありました。ところが、私は 4.92 パーセント上がるにもかかわらず、今回の予算書を見ると激変緩和の対象になっていないんですね。その理由、課長、分かりますか。分からなければ分からないで結構です。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長（高橋 徹） 激変緩和につきましては、県の方で 30 年度の予算ベースで納付金の基礎額を算定しているんですけども、その中で公費拡充分といたしまして 1600 億円を反映させ、また国暫定措置の 4 億 9000 万円など導入し計算した結果、信濃町につきましては、県の示す一定割合を越えなかった、激変緩和の一定割合を越えなかったということで、激変緩和の対象と、信濃町としてはなっておりませんでした。そういうことを考える中で、町としての軽減措置といいますか、改定の際に基金を導入することによりまして 2.5 パーセントの上昇を抑えるということで、今回予算の方も提出させていただいております。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 今課長がおっしゃったのは、このペーパー上は確かにそうですよ。上がっていないんです。だから私、県が示したのは 1.16 だと言ったんですよ。その範囲内で見れば激変緩和の対象じゃないんですね。しかし、現実には約 5 パーセント上がっているわけです。これ引き続き、課長、県と詰めていただきたいというふうに思います。このことにつきましても、できたら委員会の場でより詳しく説明をお願いしたいと思います。こういうふうに新制度に移行するに当たって、思わぬ狂いみたいなものは生じていると思うんですね。それで課長、最後に課長に伺いますが、これ（手持ち資料を示す）は、全員協議会の中でも我々議員全員がもらいました。私もこの計算表に基づいてそれぞれ示された金額が、予算書のどこにあるのか見るんですが、これなかなか分かりません。それでざっくりお伺いしますが、約 5 パーセント、法定外の繰入、入れていますから 2.5 パーセント税金を値上げするというこの試算表が、正確に予算書に反映をしているというふうに信じていいですよ。失礼な言い方かもしれませんが、これ重要なことですのでお願いします。

平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 3 月会議会議録（4 日目）

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長（高橋 徹） 今回の改定率 2.5 パーセントで今回の予算を組ませていただいております。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） この国保の問題、最後に私、町長に伺いたいと思うんですが。私はその制度が変わる時には、町民の皆さんに負担をかけるべきではない。これは政治の王道だと思うんですよ。どんな場合でも、制度が変わる時に町民の皆さんへの負担をかけるべきではないというのは政治の王道だと思います。冒頭で、国保税の上昇を抑えるために法定外の繰入を決断されたことは評価をさせていただきました。これは 500 万円を国保の貯金から入れて、4.92 パーセントの上昇を約半分の 2.5 に抑えたということであります。町長、国保の貯金は 1 億円あるんですね。更に 500 万円を入れて増税ゼロでスタートすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 国保の貯金が 1 億円あるという、正確に言えば 1 億 3000 万ですか、という基金の残高になっております。これちょっと誤解のないように、ひとつ理解をお願いしたいなというふうに思います。一つは 26 年度でしたか、要は時の国保会計が単年度で収支バランスが取れないということで、ある 1 年については 6500 万、一般会計から、税を投入したわけです。その翌年度 7500 万円を入れたわけです。その結果 1 億 3000 万円くらいが、4000 万くらいですかトータル、それが結果的にいろいろな経過の中で基金として制度上の中で残っているということでもあります。したがって、これは決して国保税を、被保険者の皆さん方から集まったお金を貯めて残ったということじゃないことは、まず一つ申し上げさせていただきたいというふうに思います。そこで、そのことを投入して 1000 万なにがしを投入して制度変更に伴って、町民負担といいますが、被保険者負担をなくしたらいいじゃないかと、こういうことでございますが、これはやっぱり今後の中で、単年度ごとの一つの、言ってみれば精算になってくるわけでありませぬ。県が、財政運営を主たる、中心になってやる、それにしてもそれぞれの町村の医療費の実態あるいは被保険者の変動等々もあるかと思えます。そういったことを含めてそういうことになってくるわけでありませぬので、私はもう一つの要因とすれば、心配するのは今現行の国保の中で、いわゆる給付に関わる精算金が、担当の方から報告を受けているんですが、3000 万くらいは精算金として入ってきているんだと、その結果として今運営しているということを知っているわけでありませぬ。そういった意味では、この 5 年間くらいは国保税についても、本当の話、本当の話といいますが、昨年度、事務担当の方からも「どうしても国保税を引き上げてほしい」と、こういう話があったんですが、「いやいや待てよ」と。国の制度が変わるから、またそこで無用な混乱を起こして

平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 3 月会議会議録（4 日目）

はいけないということで、1 年度先送りをして、今年度の改正に合わせて、制度改正に合わせて料金、税改正もさせていただいたということでございます。そういった意味も含めて将来のことも含めて、しっかりとやっぱり責任を持った国保運営というのを私ども自治体もやらなければいけないという立場であります。そういったことからしては、しっかりと後年度も対応できるということ、やる意味でも今回の町は、町といいますか、税からも、基本的には税ですね、基金といえども、そこから約半分を投入させていただいて、そして町民の皆さん方にも被保険者の皆さんにもその半分は御負担いただく、これは来年になって国の方の精算金がどうなるか、これがないということになりますと大きなお金でございますので、その辺の対応も考えておかなければということを含めて、今回お願いしているわけでございます。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 私は町長に、政治家としての王道を尋ねたんですが、政治家としての答弁をいただくことができずに残念であります。繰り返しますが、国の政治でも町の政治でも、制度が変わる時には負担をかけるべきではない、これが政治の王道であるということをお繰り返させていただきます。

次に、介護保険事業のことについて質問をいたします。この 4 月から始まる第 7 期の介護保険事業が高齢者、介護者、事業者の願いに応える計画になっているかどうか伺っていきます。その初めに、第 6 期事業の成果と反省について町長に伺います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 介護保険事業についても 3 年に 1 度の中期財政計画の中で進めると、こういうことございまして、今回第 7 期の介護保険事業計画を策定させていただいたということでございます。平成 12 年から始まって過去 6 期が過ぎるわけでございますが、それぞれ今私一番心配といいますか、するのは、その給付とそのサービスの提供がきちんとマッチングしているかということが一番の大事なことだろうというふうに思っています。そういう意味では常々、担当の方にもそういう観点から聞いているわけですが、要望に対して 100 パーセントはいえないかもしれないですが、その要望を満たした介護保険制度の運用になっているということでございますので、それぞれ計画どおりに推移しているだろうというふうに思っています。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 私は、この第 7 期が 4 月から向こう 3 年間スタートするんですが、その前に、基礎となる第 6 期を振り返ってどうでしょうかということをお聞きしたんですね。第 6 期の中で、町長に答弁がありませんでしたから私の方で話を進めますが、私、第 6 期も町長はいいことをおやりになったと思いますよ。これは第 6 期の一番焦点にな

ったのは、要支援 1・2の方が介護保険の給付から外れるという問題でしたね。私もこのことは3年前に議会で繰り返し問題にしてきました。それでその結果、横川町長の政治的決断で介護保険の単価で、報酬ですよね、報酬で事業者の経営を保障すると、利用者には今までの介護保険の質や量を保障するというをおやりになったわけですよ。私は第6期、これ横川町長のおやりになった事業として本当に素晴らしいことだと思います。このことは全国にも誇るべき制度だと思います。私のところにも何人か、よその市町村の議員が「よく町長がそういうことを決断された」ということで問合せが来ていました。そのことは評価いたします。町長の答弁で、第6期でグループホームの建設ができなかったことの答弁がありませんでした。私はこれ大切なことですので、町長、もう一度答弁をお願いします。このことについてのみ。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） グループホームができなかったということで、結果的にはそういうことになっています。これは一つは許認可とありますが、県の方のいわゆる事業内示とありますが、その辺が遅れて、遅れるとありますが、それが普通の時期だったのかどうなのか私もよく承知はしておりませんが、その時期になってしまって、それから、いわゆる冬に向かう時に工事を発注しなければいけないというような状況になったわけがあります。したがって、そういう一連の流れからして、何て言いますか、発注の時期が遅れたことによって、なかなか公共工事で忙しい、そしてまた自然環境も厳しいこの信濃町においては、結果的に応札がなかったというふうに聞いているわけでございます。そういう意味では、今この新年度早々に取り組むということをしていきますし、早期にできることを私どもとしても期待をしているところでございます。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8番（永原和男） 私はこのことを「事業所が」という観点で聞いているんじゃないんです。保険者である町長に聞いているわけです。グループホームを1ユニット増やすということは、町民の皆さん、うんと期待をしたんですよ。それと同時にこの1ユニット分の介護保険料も納めていたわけですよ。ですから町民の皆さんの声としては、グループホームができなかったという落胆感と、その分相当の介護保険料を返してほしいと、そういう声もあることを、紹介をさせていただきます。

さて、それでは第7期の事業の重点計画についてお伺いをしていきます。第7期の事業計画について、私、ショートステイが充実されていないという点、本当にこれ残念に思うと同時に、これ町はショートステイを望む町民の声をどのように把握をしているのか伺いたいと思うんですね。このショートステイ、第7期どうなりますでしょうか。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長（高橋 徹） 第7期におきますショートステイに関するものですが、既存の施設の中ではもうショートステイということはないんですけれども、新しく看護

平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 3 月会議会議録（4 日目）

小規模多機能型の事業所の設置が計画の中にあります。こちらにつきましては宿泊が 9 床ということになりますので、こういったものを利用いたしましてショートステイのことをやっていきたいと思っております。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） じゃあ、第 7 期についても私、後で触れますが、民間によるショートステイを期待しているということでありました。

次にグループホームのことです。今、町長の答弁の中でもその事業者が開設に間に合うように真剣に取り組んでいるという答弁がありました。これ 10 月からオープンするというふうにとってもいいんでしょうか。後でまた答弁の中でお答えください。私はこのグループホームを建設するに必要なものが三つあると思っているんですよ。一つは当然、お金です。このお金は予算でも組んでありますから、一応準備できています。もう一つは時間ですよ。今から入札をして 10 月までに完成をさせていただきたいと思うんです。三つ目の必要なもの、これももう既に町長もお分かりでしょうが、そこで働く人のマンパワーです。これ町長ね、いつも日曜日の日にこの地方紙に折り込まれる折り込み新聞、これを見ても、全部介護関係、医療関係が多いですよ。それで近隣の社会福祉協議会が介護スタッフ募集、グループホームの介護員募集というのを載せていました。私ちょっとここへ聞いてみたんですよ。今 2 ユニットあるところですから「3 ユニットにするんですか」と聞いたら「いやいや 2 ユニットでも働く人がいなくて困る、皆さんが途中で退職されていく、それが原因で、人を集めるので今、四苦八苦している」ということであります。それで、これ、あれでしょうか、事業所のやることですからけれども、この制度のヒヤリングの中で、第 7 期の介護保険のヒヤリングの中で、十分にこのマンパワーも含めてできるというふうに、保険者は思っているのでしょうか。それは事業所任せで、わしは知らない、という、そういう態度なのではないでしょうか。伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長（高橋 徹） グループホームにつきましては、今月入札の予定です。建設につきましては 10 月までをお願いをしているところであります。ヒヤリングの中とおっしゃいましたけれども、建設に当たりまして事業所さんの方で、これからやっていくんだということでお伺いしております。人の手当等もちょうちの方でどうのこうのということではできませんけれども、事業所さんの努力の中でお願いをしているところであります。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 事業所さんの努力と言いますが、第 7 期の介護保険事業計画の中に計画を入れて、しかも初期の 30 年度からスタートするというふうになっているんです

平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 3 月会議会議録（4 日目）

よ。その分相当額を料金で保険に入っている人をお願いしているんですね。これは私、保険者として一步も二歩も前へ出て、事業者と一緒に手を組んでやっていただきたいと思っているんです。ちなみに町長、グループホーム 1 ユニットの経営するのに最低何人スタッフが必要だと推測しますか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 法律的な根拠も当然あるでしょうけれども、私は具体的な数字は例えば 10 人必要とか、そういうことまでは承知はしておりません。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 8 人から 9 人必要だそうです。これ 8 人から 9 人、人を確保するというは大変なことですよ。それで早期に人を確保して研修をしなくてはならない。私が思うには、遅くとも 7 月頃までには、そのスタッフがそろっていなければ、スタートできませんよね。是非、事業所と力を合わせてグループホームが町民の期待どおりに開業することを努力をしていただきたいと思います。

あと時間の関係がありますので、ちょっと飛ばしますが、訪問看護ステーションのことです。訪問看護ステーションを行政でやったらどうだろうというようなことは、この議会の議場の場でも議論されました。今回、民間がおやりになるということですよ。それから、聞き慣れない言葉であります、看護小規模多機能型居宅介護というのが平成 32 年からスタートするんですね。私このシステムはどういうものかと思って、県内でも大きな業者からちょっと資料を送ってもらいました。本当にこれはグループホーム、ショートステイもできるというんですね。私、これが民間が参入してきてくれれば、私も歓迎ですよ。これ本当に参入の目途があるんでしょうか。訪問看護ステーションと看護小規模多機能型居宅介護について、その見通し、確かな見通しがあるのかどうか伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長（高橋 徹） 今おっしゃられた二つの事業所さんにつきましては、以前より相談を受ける中、今回の計画に入れさせていただいたものであります。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆8 番（永原和男） この計画がきちんと計画どおりに入って運営されるように、これも事業者任せではなくて、保険者が事業者と手を取り合って進めていっていただくことを強く要望します。保険者の方でそういうずくを出さないと、また計画倒れで終わっちゃいますよ。第 6 期の時にも、住民から言われた「保険料を返してくれ」という、そうい

平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 3 月会議会議録（4 日目）

う騒動にならないように是非お願いします。

こういうふうに町長、福祉の分野でも地域包括ケアに関わる部分、幾つも出てきているんですね。病院の予算のところでも議論をしました、地域包括ケア病床というのは町立病院でも、もうスタートしているわけですね。本当に地域包括ケアの構築、私は町が遅れていると思います。本当にこの構築のために、私は専門部署も作る必要があると思うんです。大きく言えば、町立病院を中心に、医療と、この介護をどういうふうに進めていくのかというのが、信濃町の地域包括ケアの要だというふうに思います。専門部署を作り、システムの構築を急ぐことを要望します。

最後に昨日、同僚議員から話のあった福祉灯油の件です。私、ガソリンスタンドへ行って聞いてみました。今期 98 円が最高の値段だったそうです。しかし、石油は、灯油の配達件数は、うんと増えたということであります。福祉灯油の再考を求めて、私の質問を終わります。

●議長（小林幸雄） 以上で、永原和男議員の一般質問を終わります。

この際、11 時ちょうどまで暫時休憩といたします。

（午前 10 時 46 分）